

部活動に係る活動方針

八戸市立南浜中学校

1 部活動の目的

学校部活動は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして、学校教育の一環として行われるものである。

本校については、部活動を通して、体力や技能の向上を図る目的以外にも、生涯にわたってスポーツや芸術・文化に親しもうとする態度を養うとともに、心身の健康の増進好ましい人間関係の形成や社会性等の育成を図ることを目的とする。

2 運営方針

- (1) 部活動の目的や指導方針、望ましい休養日や活動時間等について、全教員で確認し、共通実践を進める。
- (2) 部活動は全教員が担当し、顧問の役割を分担し、負担が集中しないようにするとともに、協力して運営・指導にあたる。
- (3) 部活動の活動方針、各部の年間計画や活動計画について、保護者や地域住民に対して周知し、理解と協力が得られるよう努める。
- (4) 生徒の安全を第一に考え、施設・設備等の安全点検を行うとともに、大会等の引率時における生徒の把握、活動時の安全確認等についても十分に配慮する。
- (5) 生徒の休養日及び活動時間等については、生徒の発達段階を考慮するとともに、「八戸市中学校運動部活動の指針」に準じ、本校では以下のように定める。

① 休養日について

ア 学期中の休養日の扱い

・週あたり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。

※平日の休養日は基本的に水曜日とするが、大会・天候等で変更する場合は、月曜日までには、教頭まで申し出て別日を休養日とする。

※大会参加で週末の両日とも活動した場合は、休養日を平日に振り替えるものとする。

イ 長期休業中（夏季・冬季・学年末）の休養日の扱い

・週末のいずれかを休養日とする。

・週あたりの活動時間は、16時間未満とする。（水曜日に限定しない）

・長期休養期間を設ける。

◇8月13日～8月16日 ◇12月29日～1月3日

ウ テスト期間中は原則として部活動を行わない。

② 活動時間について

ア 学期中の活動時間

・平日の活動時間は、2時間程度とする。

・週末の活動時間は、3時間程度とする。

イ 長期休業中の活動時間

・長期休業中の活動時間は、学期中に準じて3時間程度とする。

・但し、週末1日の休養日の場合は、週の活動時間の上限を16時間未満とする。

ウ 生徒の下校完了時刻は、4月から文化祭までは午後6時30分、文化祭後から3月（春休み）は午後6時とする。

エ 原則、時間を延長しての活動は行わないこととする。

◎但し、生徒及び保護者からの要請を受け、顧問も同意した場合、校長の判断のもと、以下の場合に限って時間を延長しての活動を可能とする。

・運動部については、八戸市中学校体育連盟が主催する夏季・秋季・冬季大会の前2週間とする。

・活動延長時間は、下校完了時刻は、4月から9月は午後7時、10月から3月は午後6時30分とする。

オ 朝練習については行わない。

③ 練習試合や大会等への参加

ア 練習試合の実施回数や、学校として参加する大会数については、生徒の学校及び家庭生活や保護者の送迎等を考慮し、過度な負担とならないよう十分に配慮する。

イ 練習試合や大会等の参加への交通手段は、公共交通機関、貸切バス・タクシー等の利用、もしくは、保護者の自家用車を原則とし、教職員が生徒を自家用車に同乗させて移動することを禁止する。

3 指導方針

- (1) 生徒による自主的・自発的活動が促進されるよう、生徒個々に目標や課題をもたせ、目標達成や課題解決が図られるよう支援する。
- (2) 生徒の健康に考慮し、本校で定めた休養日や活動時間等を厳守するとともに、過度な活動内容とならないよう配慮する。
- (3) 豊かな人間性や社会性を育むため、生徒の努力を認め、励ます肯定的な指導とコミュニケーションを大切にしたい指導に努める。
- (4) 体罰は絶対に許されない行為であることを十分に意識し、生徒に対して肉体的・精神的苦痛を与えることや、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント、生徒の人格を否定するような発言等は絶対に行わない。
- (5) 外部指導者を活用する場合は、年度当初に校長の承認を得るとともに、「部活動に係る活動方針」に沿って指導が行われるよう、共通理解を図る。
*委嘱状の交付及び保険への加入された、外部指導者が指導にあたる。

4 本年度設置される部活動

- (1) 常設部
運動部… 陸上競技部（男女）・卓球部（男女）

5 顧問が運営・指導する際の留意点

- (1) 年間計画及び毎月の活動計画等の作成にあたっては、次の点に留意する。
 - ① 年間計画については、学校で策定する「部活動に係る活動方針」をもとに作成するとともに、校長の承認を得て保護者に説明、配付する。
 - ② 活動計画については、毎月20日をめどに翌月の活動計画を作成し、校長、教頭から承認を得る。また、承認を得た活動計画の原本は、全教職員が共有できるようにする。
 - ③ 実績報告書については、月末に作成し、校長、教頭に提出する。また、確認後は、事務室に原本を渡す。
- (2) 顧問は、毎月25日までは生徒・保護者に翌月の練習日程表を配付する。
- (3) 部活動の必要経費として保護者から集金する際は、支出目的を明確に示すとともに、学校徴収金に準じて厳正に取扱い、会計報告書を校長並びに保護者に提示する。
- (4) 外部指導者を活用する場合、顧問は、練習日程や活動内容等について、共通理解を図りながら指導にあたる。
- (5) 顧問は、生徒の活動に立ち会い、直接指導または見守りをするのが原則であるが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の教員に協力をお願いし、活動内容を伝達する。
- (6) 顧問は、生徒の安全面を考慮し、練習場所の安全点検を行うとともに、完全下校時刻を厳守する。
- (7) 顧問は、練習前や練習中の生徒の健康状態を確認しながら指導にあたる。また、部活動中に、生徒がけがをした場合は、管理職及び養護教諭に報告するとともに、保護者へ連絡する。

学校全体の活動方針を受けて、各部活動ごとに活動方針を作成し、4月のPTA総会後の部活動集会で、保護者に周知徹底を図るものとする。